

平成16年(ワ)第20号 八ッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 柏 村 忠 志 外20名

被 告 茨 城 県 知 事 外1名

意 見 陳 述 書

2009(平成21)年1月21日

水戸地方裁判所民事第2部 御 中

茨城県取手市白山1-8-5

原 告 神 原 晴 美

八ッ場ダム住民訴訟は提訴以来丸四年、口頭弁論も19回の多きを数えるに至りました。この大きな時間の積重ねは、裁判長はじめ関係各位の真摯なお取組みの証しであり、原告の一人として厚く御礼申し上げます。

裁かれるべきは「私たちの民主主義」ではないか、と言う思いが4年という歳月の中で私の身の内に澱のようにたまつてきました。

現行の憲法が施行されて60年余り、私たちは自由と権利を国家に保障された「主権者」であると、一片の疑いもなく生きてきました。公務員や政治家は、憲法を遵守し擁護して「国民の福祉」のために働いているものと信じてきました。また、県民によって選ばれた「知事」や「議会」は県民の福祉のために働き、故に「県」は、時に国と対決も辞さない「自治体」であるとも信じてきました。

この裁判の利水を例にとりますと、国は「水利権の許可権」と「ダムなどの建設許可権」を一手に握って県の水行政を縛り、県もまた、自ら「国の出先機関」を任じてその権力を市町村に及ぼし、唯々諾々と国に隸属しています。この法廷で私たちがしばしば訴えてきた「責任引取水量」がそれです。つまり、市町村からの「申請」という、民主的な形を取りながら、実態は強権をもって押付けるという、民主主義の“偽装”がなされているのです。一方、行政を監視すべき議会は、驚くこと行政の応援団に徹し、これまた“偽装”を重ねています。そこには主権者である県民の姿は影すらも見えません。

もちろん、こうした状況を生み出した責任は、主権者である私たちにもあることは言うまでもありません。

偽装された民主主義は、「専制」よりも恐ろしい事態を生み出します。形の上で民主主義であるこの国は、知事も県会議員も選挙によって選ばれます。従って行政の施策も議会の決議も、民意に沿ったものと理屈上は成り立ちます。しかし選ばれた知事や議員そして役人(以下合わせて公務員)が、主権者から権力の施行をゆだねられたという自覚もなく、民主主義を遵守し擁護する義務を怠れば、民主主義は恰好の隠れ蓑になり、がん細胞が肉体を蝕むように、民主主義社会は内側から蝕まれて行きます。八ッ場ダムなど無駄な公共事業を平然と進める今日の状況は、既に深刻な事態に陥っていると言えるでしょう。

それをも含めて「主権者の責任である」と被告等は主張するでしょう。しかし、ことはそれほど単純でしょうか。この国の公務員を含めた国民の多くは「権力に従順であることを美德とする」としています。戦後 60 数年経てなお、憲法は根付かず、民主主義は「保育器の中」にあるも同然です。そして権力の代行をゆだねられた公務員が、民主主義の未成熟をいいことに、権力を欲しいままにしてきた現実を思えば、今日の事態に対する責任は、公務員の側にこそあると言えるでしょう。

この国の民主主義は、主権者の下にあるべき「司法」「立法」「行政」の三権の内、立法と行政は主権者の上にあります。この異常な事態は年を経て強固な体制になり、本来民主主義社会が持つ自浄作用や復元力をも奪ってしまいました。それだけに司法の存在は重いものになります。

この国にあっては、住民訴訟は“民主主義難民”と化した主権者の悲鳴であります。民主主義が正常に機能する社会であれば、仮に「行政の裁量の幅」を特別に認めたとしても、自浄作用が働き、いつか適正に復元されるでしょう。しかし偽装された民主主義社会では、肥大した行政の権力を補強するに過ぎません。

私たちは第一義として「八ッ場ダムの事業費差止め」を求めていました。しかし、その根本は「民主主義の正常化」にあります。正常な民主主義社会であれば、これ程に無駄が明白な八ッ場ダム事業は、とうに中止されていたでしょう。この裁判そのものも存在しなかったはずのものです。裁かれるべきは、結果として加担してきた、私たち主権者をも含めた「偽装された民主主義」です。

憲法に立ち返ってください。憲法に立ち返れば被告等の非は明らかです。民主主義を正しく育て得なかった不誠実な行政、無責任な政治、主権者の怠慢を裁いてください。

偽装された「私たちの民主主義」を裁いてください。お願いいいたします。

人の上に國をつくらず